

## 各位

上場会社名	扶桑薬品工業株式会社
本社所在地	大阪府中央区道修町1丁目7番10号
コード番号	4538
上場取引所	大証・東証 市場第一部
問合わせ先	責任者役職名 取締役 総務本部長 氏 名 為 房 正 信 TEL (06) 6969-1131

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第86回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことにより、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）いたしました。これに伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主、実質株主名簿に関する文言を廃止し、併せて、上記変更に伴う条数の変更、文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され

ることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためには、新株予約権無償割当て等を用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。当社の現行定款においては、買収防衛策に関する規定は設けられていないことから、下記2. 記載の変更案第11条のとおり買収防衛策に関する規定を新設するものです。

変更案第11条第1項及び第2項は、買収防衛策について、株主の皆様の意思を可能な限り反映するため、買収防衛策を当社株主総会の決議によって導入することができる旨を定めるものであります。

変更案第11条第2項は、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について、株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを可能とするものです。会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権無償割当てをすることが可能とされております（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、予め株主総会決議によって取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

変更案第11条第2項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることから、その旨をあらかじめ明らかにするものであります。

## 2. 変更の内容

変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案										
第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)										
第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。										
第9条 当社の株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ</u> ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。										
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">(条文省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>	1	}	(条文省略)	2	3	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">(現行どおり)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>	1	}	(現行どおり)	2	3
1	}			(条文省略)							
2											
3											
1	}	(現行どおり)									
2											
3											
第10条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)										
第11条 当社は株主名簿管理人をおく。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	第10条 当社は株主名簿管理人をおく。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。										

